

鳥取県公報

00133

第3966号

1 昭和43年8月30日 金曜日 鳥 取 県 公 報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日には当たる翌日)

目 次

◆告示

昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号の一部改正
家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施
土地地区画整理事業による換地処分
◆公 告 クリーニング師試験の実施

鳥取県告示第五百九十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十三年八月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区域の変更に 係る字の名称	同 上 の 区 域
福市字南御所河	福市字南御所河原の区域のうち一四三の二以外の区域
福市字四ツ塚谷	福市字四ツ塚谷の区域のうち一四四の六から一四四の一五ま

鳥取県告示第五百九十九号

昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号（豚等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十三年八月三十日から施行する。

昭和四十三年八月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表
別表を次のように改める。

茨城県東茨城郡	同県勝田市	同県土浦市	同県那珂郡
同県常陸太田市	同県久慈郡	同県西茨城郡	同県稻敷郡
郡 同県行方郡	同県築波郡	同県北茨城郡	埼玉県加須市
田市 同県香取郡	同県山武郡	同県柏市	神奈川県川崎市
山市 福岡県行橋市	佐賀県杵島郡	岡山県津	千葉県野
福市字四ツ塚谷	同県東松浦郡	同郡小城郡	同県

鳥取県取報公

(第三種郵便物認可) 昭和43年8月30日 金曜日

武雄市 同県多久市 大分県竹田市
鳥取県告示第六百号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、結核病検査及びブルセラ病検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十三年八月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一、実施の目的 結核病及びブルセラ病予防のため

二、実施する区域 別表のとおり

三、実施の対象となる家畜の種類及び範囲
搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

四、実施の期日 別表のとおり

五、検査の方法

- 1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応
- 2 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

別表

結核病検査及びブルセラ病検査

九月	九日	実施期日	実施区域	実施場所
一 次	二 次			
"	"	九月十二日	倉吉市	大河内、森中野、倉吉市農業協同組合北谷支所、志津才ヶ崎検診場
"	"	赤崎町	大父、大父木地、山川、山川木地	

鳥取県告示第六百一號

米子市五千石団地土地地区画整理事業施行地区内の宅地について昭和四十三年八月十六日換地処分があつたので、土地区画整理法（昭和二十九年法律百十九号）第百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和四十三年八月三十日

十日	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日	十六日	十七日	十八日	十九日	二十日	廿一日	廿二日	廿三日	廿四日
倉吉市														
赤崎町														
中田、上吉川、住吉、広瀬、光、尾張、高岡、金屋、大沢、國府、不入岡、和田、坂の上、梅田、向原、籠津、大宮、西鶴、小鶴、福守、中尾、上伊勢、金市、鳥取県畜産試験場、上中村、中村、出上佐崎、														

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

昭和43年8月30日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 1 試験の日時
- (1) 学科試験

- (2) 昭和43年9月20日(金) 午前9時から午前12時まで
実地試験
- (1) 学科試験
鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県庁第1会議室
- (2) 実地試験
鳥取市元町 明日屋クリーニング店
- (1) 受験資格
学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者
- (2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者
- (3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わつた者
- (4) 旧師範教育令(昭和18年勅令第109号)による附属中学校及び附属高等女学校の第2学年を修了した者
- (5) 旧盲学校及聾哑学校令(大正12年勅令第375号)によるろうあ学校の中等部第2学年を修了した者
- (6) 旧高等学校令(大正7年勅令第389号)による高等学校尋常科の第2学年を修了した者
- (7) 旧青年学校令(昭和14年勅令第254号)による普通科の課程を修了した者
- (8) 内地以外ノ地域ニ於ケル学校ノ生徒、児童卒業者ノ他ノ学校へ入学及転学ニ関スル規程(昭和18年文部省令第63号)第1条から第3条ま

で、第5条及び第7条の規定により国民学校の高等科を卒業した者、中等学校の2年の課程を終わつた者又は(6)に掲げる者と同一の取扱いを受ける者

(9) 厚生大臣において国民学校の高等科を修了した者又は中等学校の2年の課程を終わつた者とおおむね同等の学力を有すると認めることができると認定した者

4 試験科目

- (1) 衛生法規に関する知識
(2) 公衆衛生に関する知識
(3) 洗たく物の処理に関する知識及び技能

5 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書(別記様式による。)

イ 履歴書

ウ 写真(手札型で、出願前6箇月以内に正面脱帽で撮影したものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入すること。)

エ 受験資格を有することを証明する書類

(2) 受験願書提出先

ア 鳥取県に住所を有する者は、その住所地を管轄する保健所

イ 鳥取県以外の都道府県に住所を有する者は、鳥取市東町1丁目220番地鳥取県厚生部衛生課

(3) 受験願書提出期間

昭和43年9月1日から昭和43年9月10日まで。ただし、郵送の場合は、昭和43年9月10日の消印があるものまで有効とする。

00136

昭和43年8月30日 金曜日

鳥取県

報

6 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 1,000円
 (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはりつけ、
 消印をしないこと。ただし、鳥取県以外に住所を有する者は、鳥取県
 厚生部衛生課あて、現金書留又は郵便為替で1,000円を納入すること。

7 その他

- (1) 受験願書を受理したときは、直接本人あて受験通知書を送付する。
 (2) 受験者は、実地試験用としてワイシャツ1枚及びズボン1本を持参
 すること。

別記様式

クリーニング師試験受験願書

昭和 年 月 日

鳥取県知事 石破二朗 殿

本籍

住所

氏名

年 月 日生

㊣

クリーニング業法第7条の規定によるクリーニング師試験を受験したい
 ので、関係書類を添えて出願します。